

付 属 資 料

- 1 策定の経緯
- 2 美浦村まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱
- 3 美浦村まち・ひと・しごと創生有識者会議委員名簿
- 4 庁議メンバー表
- 5 第6次美浦村総合計画策定委員会設置要綱
- 6 第6次美浦村総合計画策定委員会委員名簿
- 7 第6次美浦村総合計画策定ワーキングチーム設置要綱
- 8 第6次美浦村総合計画策定ワーキングチーム名簿

1 策定の経緯

期 日	事 項	案 件
令和6年 10月7日	第6次総合計画後期基本計画策定方針の決定	
令和6年 10月～12月	策定準備作業	前期基本計画の評価、後期基本計画骨子調製
12月23日	第1回総合計画策定委員会 第1回総合計画ワーキング チーム会議	後期基本計画策定手順、計画骨子案の 検討作業について
令和7年 1月 8日	第1回まち・ひと・しごと創 生有識者会議	創生総合戦略の成果検証
令和7年 1月21日	第2回総合計画ワーキング チーム会議	後期基本計画案の内容検討
令和7年 1月29日	第2回まち・ひと・しごと創 生有識者会議	創生総合戦略の策定及び変更に係る承 認
令和7年 2月5日	議会説明会	後期基本計画（案）について
2月17日～ 3月10日	パブリックコメント実施	村HPにおいて実施
3月19日	第2回総合計画策定委員会	後期基本計画（最終案）について
3月31日	庁議	後期基本計画の決定

2 美浦村まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 人口減少、少子高齢社会において、将来にわたって活力ある本村の地域社会を維持、発展させるため、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業機会の創出を一体的に推進することを目的として、専門的見地から意見を聴取するため、美浦村まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 美浦村人口ビジョンの策定及び変更に係る検討に関する事項
- (2) 美浦村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び変更に係る検討に関する事項
- (3) 美浦村まち・ひと・しごと創生総合戦略の成果検証に関する事項
- (4) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 農林、商工又は観光の関係者
- (3) 金融の関係者
- (4) 教育の関係者
- (5) その他村長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定

める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年5月10日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 委員の任期満了後最初に行われる会議の招集は、第6条の規定にかかわらず、村長が行う。

附 則

(施行期日) (平成30年5月10日告示第69号)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

3 美浦村まち・ひと・しごと創生有識者会議委員名簿

No.	役 職	氏 名
1	美浦村区長会長	松 浦 幸 信
2	美浦村商工会女性部長	松 本 美 枝 子
3	美浦村工業クラブ代表幹事	石 丸 弾
4	日本中央競馬会 美浦トレーニング・センター副場長	竹 尾 厚 彦
5	水郷つくば農業協同組合代表理事専務	石 井 美 晴
6	稲敷農業協同組合理事	本 橋 透
7	NPO フュージョン社会力創造パートナーズ	武 田 直 樹
8	(株)筑波銀行 美浦支店長	浅 井 毅
9	美浦村食生活改善推進員協議会長	岡 野 正 枝
10	美浦幼稚園PTA会長	古 川 弥 生
11	美浦村PTA連絡協議会会長	菅 原 翔
12	有識者	石 井 俊 樹
13	有識者	小 泉 正 枝
14	住民代表（ミホホースクラブ代表）	阿 部 彩 希
15	地域おこし協力隊	南 川 麻 綾

4 庁議構成員

職 名	氏 名
村 長	中 島 栄
教 育 長	山 崎 満 男
総務部長	吉 原 克 彦
保健福祉部長	圓 城 達 也
経済建設部長	岡 澤 光 一
教育部長	小 山 久 登
総務課長	笹 倉 英 雄
企画財政課長	大 竹 裕 幸

5 第7次美浦村総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本村の第7次総合計画の策定について、新たなまちづくりを展望・実現するために必要な事項を調整及び協議するため、第7次美浦村総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置するものである。

(所掌事項)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本村の第7次総合計画の策定に関すること。
- (2) 第7次総合計画に関する施策の総合調整に関すること。
- (3) その他第7次総合計画の策定について必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、次に掲げる職にあるものをもって構成する。

- | | | |
|------------|-------------|--------------|
| (1) 総務課長 | (8) 福祉介護課長 | (15) 学校教育課長 |
| (2) 企画財政課長 | (9) 健康増進課長 | (16) 子育て支援課長 |
| (3) 税務課長 | (10) 国保年金課長 | (17) 生涯学習課長 |
| (4) 収納課長 | (11) 都市建設課長 | (18) 幼稚園長 |
| (5) 住民課長 | (12) 経済課長 | (19) 大谷保育所長 |
| (6) 会計課長 | (13) 生活安全課長 | (20) 木原保育所長 |
| (7) 議会事務局長 | (14) 上下水道課長 | |

(任期)

第4条 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

(会議)

第5条 策定委員会は、企画財政課長が主宰し必要に応じ開催する。

- 2 企画財政課長は、必要があると認められるときは、策定委員会に構成員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第6条 策定委員会に、第2条に規定する事項の調査・検討を行うためのワーキングチームを置く。

- 2 ワーキングチームの組織及び運営については、別に定める。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、企画財政課が行う。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和２年１０月２９日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年１２月３日から施行する。

6 第6次美浦村総合計画策定委員会委員名簿

職 名	氏 名
総務課長	笹倉 英雄
企画財政課長	大竹 裕幸
税務課長	佐藤 大吾
収納課長	成嶋 幸子
住民課長	中島 紀美江
会計課長	葉梨 美穂
議会事務局長	米澤 稔
福祉介護課長	柳堀 浩
健康増進課長	坂本 聖子
国保年金課長	浅野 洋子
都市建設課長	糸賀 卓也
経済課長	正慶 将暢
生活安全課長	富田 正寿
上下水道課長	飯田 和徳
学校教育課長	松葉 時男
生涯学習課長	石川 大志
幼稚園長	矢崎 和子
大谷保育所長	広瀬 良子
木原保育所長	加藤 厚子
子育て支援課長	葉梨 裕美

7 第7次美浦村総合計画策定ワーキングチーム設置要綱

(設置)

第1条 本村の第7次総合計画の策定に関する調査・検討をするため、第7次美浦村総合計画策定ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

(掌握事項)

第2条 ワーキングチームは、次に掲げる事項を掌握する。

- (1) 第7次総合計画の策定に必要な調査・検討
- (2) その他必要と認められること

(委員)

第3条 ワーキングチームは、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は、職員で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は令和7年3月31日までとする。

(会議)

第5条 ワーキングチームは、企画財政課長が主宰し必要に応じ招集する。

2 企画財政課長は、必要があると認められたときは、ワーキングチームに委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 ワーキングチームの庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。

8 第7次美浦村総合計画策定ワーキングチーム名簿

所 属	職 名	氏 名
総 務 課	主 任	廣瀬 真広
企画財政課	主 任	伊藤 敏生
税 務 課	係 長	海道 光太郎
収 納 課	課長補佐	辻 仁
住 民 課	課長補佐	張替 香純
会 計 課	主 事	村山 恵利
議会事務局	局 長	米澤 稔
福祉介護課	係 長	川村 忠男
健康増進課	管理栄養士	安田 望由季
国保年金課	係 長	大竹 舞
都市建設課	係 長	渡邊 徹
経 済 課	課長補佐	坂本 昌彦
生活安全課	係 長	見寄 大輔
上下水道課	係 長	出戸 顕雄
学校教育課	主 任	谷畑 実
子育て支援課	課長補佐	岡野 朋子
生涯学習課	主 任	神田 圭介
美浦幼稚園	主 査	岡田 早苗
大谷保育所	主 査	金山恵美子
木原保育所	主 査	寺田 美帆

第 7 次美浦村総合計画 後期基本計画

発 行	茨城県 美浦村
事 務 局	総務部 企画財政課
	〒300-0492
	茨城県稲敷郡美浦村大字受領 1515 番地
TEL	029-885-0340（代）
FAX	029-885-4953
E-mail	info@vill.miho.lg.jp
URL	http://www.vill.miho.lg.jp/

発行年月 令和 7 年 3 月
